

令和4年10月4日

発 言 者	発 言 要 旨
小松副委員長	8月3日からの大雨による商工業関係の被害状況はどうか。
商業振興・経営支援課長	県内では置賜地域を中心に被害が発生し、商工業関係の事業者については、現時点で9市町、117事業者が床上、床下浸水等の被害を受け、概算被害額は約7億円となっている。
小松副委員長	被害を受けた事業者に対する事業継続のための支援をどのように考えているのか。
商業振興・経営支援課長	災害発生時の商工関係の被災事業者への支援は金融支援が一般的であったが、金融支援に加えた支援が必要と考え、原油価格・物価高騰緊急支援給付金の上乗せ支給を今定例会に追加提案した。また、通常の申請書類に市町から交付された罹災証明書又は被災証明書を添付するのみで上乗せ給付を行う仕組みとし、可能な限り被災事業者の負担にならないよう、手続きを簡素化したいと考えている。
小松副委員長	被害額に対して当該支援制度は十分なものと考えているのか。
商業振興・経営支援課長	事業者によって被害状況の大小がある中で、半数近くは敷地内や床下浸水による軽微な被害であったが、被害額が1,000万円を超える事業者もいる。災害復旧という観点では、被害額に対して十分な給付額ではないとの認識を持っているが、事業再開に向け前向きに取り組んでもらうために支援するものである。
小松副委員長	令和2年7月豪雨の際には激甚災害の指定がなされ、国の支援制度としてなりわい再建支援補助金が出されたが、その内容はどうか。 また、今回は激甚災害指定がなされたにもかかわらず、いまだ国の支援制度が実施されていないため、国に対して補助制度の創設を求めていくべきと考えるがどうか。
商業振興・経営支援課長	なりわい再建支援補助金は施設や設備の災害復旧に対する補助を行うもので、交付決定前に実施した施設等の復旧事業に対しても遡及措置が認められ、補助上限額が3億円、補助率が4分の3という内容であった。
産業創造振興課長	8月3日からの大雨による被害は非常に甚大なものであったことから、産業労働部長が8月31日に中小企業庁を訪問し、経営支援部長に対して中小企業の施設設備の修繕、更新に向けた補助制度の創設を要望した。中小企業庁では、今回の商工関係の被害は総体として大きいものではないとの判断をしているようであり、なりわい再建支援補助金と同様の支援は非常に難しいという回答があった。 同じ8月31日の午後に、私が東北経済産業局産業部長に対して被害の実態等を説明するとともに、中小企業庁に対する要望についても理解と協力等をお願いしてきたが、現在、支援制度の創設には至っていない。
奥山委員	激甚災害指定は土木、農林、商工業全てセットで指定されるという認識

発 言 者	発 言 要 旨
商業振興・経営支援課長	<p>であったが、詳細はどうか。</p> <p>政府は、国民経済に著しい影響を及ぼす、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、激甚災害として指定することになっている。激甚災害の指定は土木災害の被害の大きさ、農業施設の被害の大きさ、中小企業の被害の大きさ、それぞれの項目毎の被害額によって指定され、支援措置が行われる仕組みとなっている。その項目の一つとして中小企業関係の項目もあり、指定された場合の支援内容は信用保証制度の拡充となっており、補助金はない。</p>
奥山委員	<p>国は商工業における今回の概算被害額である約7億円は少ないと言うが、県全体としては過去最高の約400億円の被害が出ており、全体として被害を見るべきと考える。</p>
吉村委員	<p>どのように災害に対応するかの基準についても、今後国で考えるべきである。今定例会に大雨災害への上乗せの支援策が提案されているが、本来であれば国が対応すべきところであると考え。産業労働部長が国に対して要望したようだが、詳細はどうか。</p>
産業労働部長	<p>今回の大雨は、大きな災害となったため、私も現地に行くとともに、直接、中小企業庁に行き、被害の状況と支援制度創設を訴えてきた。令和2年7月豪雨の被害状況と比較して、大きな災害にはなっておらず、市町村単位での災害指定である局地激甚災害指定基準にも至っていないということで、補助制度は難しいとの話を受けた。このような中で、国の支援制度を待つのではなく、可能な限り県としてできる支援をしたいということから、今回追加提案をしている。</p> <p>県としても引き続き国に対して必要な要望をしていかなければならないと考えている。</p>
小松副委員長	<p>令和2年7月豪雨時のような、なりわい再建支援補助金と同様の制度を国として創設すべきであり、また、地方における災害復旧を地方自治体が行うべきものとするのであれば、国はその財源措置をすべきであると考えられることから、大雨災害に関する意見書を発議してはどうか。</p> <p>⇒明日予定している議案採決終了後に議題に供することについて、全員異議なく決定</p>
小松副委員長	<p>10月11日から実施される「やまがた旅割キャンペーン」について、当初の旅行支援の計画と異なる流れのようだが、詳細はどうか。</p>
観光復活戦略課長	<p>昨年11月の国の説明によると、当初は「県民割」を実施し、年明けからGWまでに国の「G o T o トラベル」を実施し、その後、夏頃にかけて「県版G o T o トラベル」を実施する計画であった。しかし、計画通りにはいかず、県民割が1か月毎に何度も延長となり、国の「G o T o トラベル」を実施しないまま、「全国旅行支援」という形で、財源は国、実施主体は各都道府県として実施する形となった。</p> <p>これまでの「県民割」は本県と北海道、東北及び新潟県のブロックで往来するものが旅行支援の対象であったが、「やまがた旅割キャンペーン」</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小松副委員長	<p>として実施する「全国旅行支援」は、全国からの往来全てが支援の対象となる。</p>
観光復活戦略課長	<p>このような旅行支援を今年度中は続けてほしいと思うが、県としての考えはどうか。</p>
小松副委員長	<p>「全国旅行支援」は12月20日までとなっているが、最近の宿泊状況がコロナ禍前までは戻っていないことから、その後も長期に支援を続けていくことが必要と考えている。</p>
小松副委員長	<p>当初計画では、「G○T○トラベル」を国の予算でやる予定であったところ、この度「全国旅行支援」を実施することとなったが、実施に当たっては、令和3年度補正予算で措置した「県版G○T○トラベル」の予算を活用しているのか。その場合、今後予定している「県版G○T○トラベル」の予算が枯渇してしまうため、国に予算措置を求める必要があると考えるがどうか。</p>
観光復活戦略課長	<p>「県版G○T○トラベル」分として予算措置した約82億円を活用して「全国旅行支援」の予算に充てるが、そのうち「県民割」の延長分として活用している分もあるため、現在活用できる予算は約46億円となっている。12月までの約3か月間をこの予算で対応することになるが、今回の「全国旅行支援」は対象が全国に広がるため、これまでよりも利用が増えることが予想される。そのため、12月までの予算の確保や、12月以降も継続する場合の新たな予算措置について国の支援が必要と考えている。</p>
小松副委員長	<p>国においては、観光事業者や旅行者が事業計画や旅行計画を立てることができるよう、長期的な期間を設定して周知することが必要であり、また、当初計画とは異なる予算の執行となっている中で、県としては予算の確保が不安な状況にあるため、旅行支援の予算について追加の措置を求める意見を発議してはどうか。</p>
関委員	<p>⇒明日予定している議案採決終了後に議題に供することについて、全員異議なく決定</p>
文化財活用課長	<p>文化財保存に係る支援制度の内容はどうか。</p>
関委員	<p>国又は県指定の文化財を対象として、保存修理、維持管理の経費に対して支援を行っている。国指定文化財の場合、国補助金に県が上乗せ補助をしている。また、県指定文化財の場合、県単独補助となっている。これに所有の形態に合わせた調整率を上乗せして補助している。</p>
文化財活用課長	<p>保存のための予算確保が引き続き求められていると思うが、市町村や関係者からの予算増額の要望に対する認識はどうか。また、要望を踏まえた調整率の引き上げに係る考えはどうか。</p>
関委員	<p>県の文化財保護審議会の意見交換の場や文化財保護に関わる市町村や関係者との会議の場でも、文化財の修繕や維持に係る経費負担が大きな課題であるという声を聞く。文化財を確実に次世代に継承していくためには、所有者の負担をできる限り軽減し、保存していくことが必要であり、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>その際の大きな課題が財源の確保と考えている。県の支援制度の必要性について財政当局にしっかりと求めていくとともに、調整率も含め、補助制度のあり方も併せて検討していきたい。</p> <p>国指定文化財については国補助となるため、県としては、政府の施策等に対する提案の中で財源の十分な確保と補助率の引き上げを提案している。また、財源に関しては、国や県だけでは賸りきれない部分も出てくると思われるため、企業による助成やクラウドファンディングといった財源の多角化を図っていきたい。</p>
関委員	<p>本県におけるフリーランスの数や業種等の状況はどうか。</p>
働く女性サポート室長	<p>国の調査によると全国では462万人、本県では4万8,466人と試算されている。フリーランスは、実店舗がなく、雇い人がいない自営業主や1人社長であり、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者と定義されている。実際には、エンジニア、クリエイター、ウェブデザイナー、美容師、一人親方、トラック運転手、習い事講師など、非常に多岐に渡る。</p> <p>実態としての労働相談等の状況については、県で労働相談を広く受けてはいるが、現時点でフリーランスとして相談を受けてはいない。</p>
商業振興・経営支援課長	<p>個人事業主も含めた取引に対する様々な悩み又は相談等に対応する「下請駆け込み寺」の令和3年度の相談件数は43件で、個人事業主であり、従業員もいない方からの相談がそのうちの13件であった。相談内容を見ると、最も多いものとして、支払代金が契約先から約束通り支払われないというものがある。</p>
関委員	<p>フリーランスにおいては、実情把握、下請保護に関する法令等やガイドラインの周知啓発が必要と考えるが、課題認識はどうか。</p>
働く女性サポート室長	<p>政府では令和3年3月にガイドラインを作成し、事業者とフリーランスの取引について独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、関係法令の中での課題にも触れている。今後、法整備に取り組むようであり、課題も踏まえ、動きが出てくるものと考えている。</p> <p>課題認識としては、発注の時点で報酬や業務内容が明示されなかった、報酬の支払いが遅れた、仕様や作業期間、納品日が一方的に変更されたという様々なトラブルが増えていると認識している。また、所得の面では、特定の発注者への依存度が高い傾向にあり、そこからの発注が止まると業務がなくなってしまうリスクもあると認識している。県としては、法律の制定に向けた動向を注視するとともに、法律が制定された後は、県のホームページ等を通じて広く事業者にも周知を図っていきたい。</p>
商業振興・経営支援課長	<p>今後フリーランスの法律が改正された場合、資本金1,000万円以下の発注事業者は下請法の対象にならなかったが、今後は、例えば資本金500万円の会社がフリーランスに仕事を依頼した際に、下請法の適用を受けることになるため、制度の周知が必要と考えている。</p>
関委員	<p>フリーランスにおけるインボイス制度の負担に係る認識はどうか。</p>
商業振興・経営	<p>インボイス制度については、よく制度を理解し、取引相手方と十分な打</p>

発 言 者	発 言 要 旨
支援課長	合せをしてもらうことが重要であり、制度の周知に努めていく必要があると考えている。経理事務複雑化の負担増が予想されるため、経理事務のデジタル化を検討する場合は機器の導入等の支援に引き続き取り組んでいきたい。